

# 税タイムス

発行 公益社団法人 厚木法人会  
 (厚木市・愛川町・清川村)  
 編集 税タイムス実行委員会  
 厚木市栄町一丁目16番15号

あなたの税金は  
 こんなところに  
 いきている

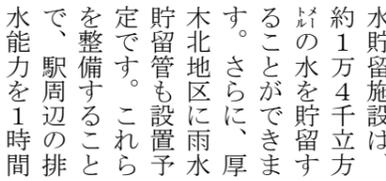
## 地域の防災対策

近年の異常気象による大雨や地震・津波などの自然災害は、時として想像を超える力で襲ってきます。今回はそれらの防災対策について調べてみました。

### ■厚木市雨水貯留施設について

平成25年4月6日、市内で観測史上最大の記録となった1時間あたり65ミリの大雨が降り、本厚木駅周辺で床上浸水や床下浸水など多くの被害が発生しました。これを受けて市では、既存の下水道施設を活用した対策を模索するとともに、浸水被害軽減対策事業を立ち上げ、排水能力を向上させるための検討をスタートさせました。今年度、本厚木駅からほど近いあさひ公園（旭町）の地下に、雨水を一時的に貯めておける新たな貯留施設の設置を進めています。建設される雨水貯留施設は、約1万4千立方メートルの水を貯留することができ、さらに、厚木北地区に雨水貯留管も設置予定です。これらを整備することで、駅周辺の排水能力を1時間

写真提供/厚木市下水道施設課



あたり40ミリから、51ミリに引き上げることができ、平成25年の観測史上最大の大雨と同等の降雨でも浸水深が概ね10センチ以下になります。

### ■物品の備蓄対策について

近い将来、高い確率でその発生が予想されています。都心南部直下地震等の災害や近年大型化している台風などの風水害から市民の身体、生命及び財産を守るため、様々な対策を進めています。市では、具体的に大規模災害発生時に必要となる物品の備蓄対策として、ぼうさいの丘公園内をはじめとし、市内の備蓄倉庫に食料・水・トイレ・テント、発電機などの各種資機材を備蓄しています。（アレルギーに対応した物品や乳幼児用の粉ミルク等も幅広く準備しているそうです。）



写真提供/厚木市危機管理課

私たちが納めている税金は、このような地域の防災対策にもいかされています。災害は、いつ起こるか分かりません。皆さんもぜひご家庭や会社で、食料の備蓄や避難経路の確認など、防災対策を進めてみてください。

## 地域に密着した法人会活動

### ◆第13回地域ふれあい講演会

毎年、著名人を招いて地域住民の皆さんを対象に講演会を実施しています。昨秋には、テレビでもお馴染みの気象予報士・お天気キャスター 森朗（もりあきら）氏を招き「異常気象と環境問題」をテーマに開催しました。約800名の観客を前に、笑いとユーモア溢れるテンポの良い話で大好評の講演会でした。



▲第13回地域ふれあい講演会（昨年10月開催）

### ◆あつき鮎まつり会場ステージで税金体操を披露

青年部会は、地域住民の納税意識の高揚ならびに税に対する理解と意識啓発を目的として、昨年8月のあつき鮎まつり会場ステージで「税金体操」を披露するとともに、「うちわ」1000枚を厚木中央公園内で配布しました。



### ◆税に関する絵はがきコンクール

女性部会は、租税教育活動の一環として、管内（厚木市・愛川町・清川村）の小学校6年生を対象に「税に関する絵はがきコンクール」を実施しています。子どもたちに、税の大切さや税の果たす役割など、理解と関心を深めてもらうため、税金で造られている建物・施設、税金で購入される物品や税金で行われる仕事な



どの「税の絵はがき」を募集し、今回も多くの作品が集まりました。

### ◆税の標語を募集

当会では、税について理解を深めていただくため「税の標語」を募集しています。この機会に税のことを考えてみてはいかがでしょうか。入賞者には記念品を贈呈いたします。是非ご応募ください。

### 《賞》

- 最優秀賞（1点）：会長表彰状及びクオカード1万円
- 優秀賞（1点）：クオカード5千円
- 佳作（3点）：クオカード3千円

### 【応募方法】

作品（一人一点）に、氏名、住所、電話番号を明記のうえ、郵送もしくはファックス、またはメールで3月末日までに裏面の応募先（厚木法人会）へお送りください。

### ◆租税教育用の下敷きを配付

源泉部会は、納税意識の向上のため毎年、厚木愛甲地区（全31校）の小学6年生を対象に、租税教育用の下敷き（約2700枚）を配付しています。税金の役割や使われ方などが記載された下敷きで、先生や児童たちから大変喜ばれています。



## ものしITAX

### 消費税の軽減税率制度

2019年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。軽減税率制度の実施に伴い、消費税等の税率は、軽減税率（8%）と標準税率（10%）の複数税率になります。

軽減税率（8%）の対象品目は、『酒類・外食を除く飲食料品』と『週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）』です。具体的には、対象品目となる飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます）をいい、一定の一体資産を含みます。一体資産とは、おもちゃ付きのお菓子のよう

品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示されているものをいいます。一体資産のうち、税抜価額が1万円以下であって、食品の価額の占める割合が2/3以上の場合、全体が軽減税率の対象となります。なお、外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。



## 厚木税務署からのお知らせ

平成30年分の所得税等の確定申告  
及び贈与税の申告について

■パソコンやスマホで作成できます！  
国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」へアクセスし、画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます。作成した申告書は、

- ①「マイナンバーカード」と「ICカードリーダライタ」、又は②平成30年1月以降に税務署で職員との対面による本人確認後取得した「ID」と「パスワード」を利用すれば、e-Tax(電子申告)で送信することができます。また、印刷して郵送等により提出することもできます。

■QRコードを利用したコンビニ納付  
平成31年1月から、国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」又はコンビニ納付用QRコード作成専用画面から、コンビニエンスストアで納付するための「QRコード」を作成することが可能となりました。これにより、税務署に向いて納付書を手入する必要がなくなります。

■申告書にはマイナンバーが必要です。  
申告書を提出する都度、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

■医療費控除について  
医療費控除の適用を受ける場合には、「医療費控除の明細書」の添付が必要です(領収書は自宅で5年間保存)。

## 【営 業 税】

皆さん、「営業税」って聞いたことありますか？  
中世より商工業の発達した国々では、商業者に営業許可の代わりに課税を行う国が存在し、日本においても役銭・運上金・冥加金などがありました。明治維新になってからは、「営業免許料」などの名目で徴収が行われました。

近代的な営業税は、西欧で誕生し、1791年にフランスで、1810年にはドイツで導入されました。日本では1878年に定め



## e-Tax



国税庁e-Taxキャラクター「イータ君」

- 医療費控除の適用を受ける場合には、「医療費控除の明細書」の添付が必要です(領収書は自宅で5年間保存)。
- 申告及び納税の期間
- 所得税及び復興特別所得税  
2月18日(月)～3月15日(金)  
還付申告は2月15日(金)以前でも提出できます。
- 贈与税  
2月1日(金)～3月15日(金)
- 個人事業者の消費税及び地方消費税  
1月4日(金)～4月1日(月)
- 申告書作成会場の開設期間  
2月18日(月)～3月15日(金)  
右記以外の期間は、税務署に申告書作成会場はありません。また、申告書作成の受付は午後4時までです。

税務署の駐車場は大変狭くなっており、来署の際は、公共交通機関をご利用ください。  
問合せ先 厚木税務署  
電話(2221) 3261(代表)

## ◆市町村からのお知らせ◆

市町村民税・県民税の申告受付は2月1日から始まります。申告期限は3月15日までです。お早めの申告をお願いします。また、申告にあたってはマイナンバーの記入と本人確認が必要となります。申告の際には申告者の個人番号カードまたは通知カード及び身分確認書類(免許証、保険証等)が必要となりますので、忘れずにお持ちいただきますようお願いいたします。

### ◆厚木市役所からのお知らせ◆

市役所本庁舎での申告は大変混雑します。市内の各地区市民センター(公民館)を巡回して行う申告受付は、比較的スムーズにできますので、お近くの地区市民センター(公民館)の会場開設日の申告にご協力をお願いします。詳しい申告日程、会場などは市ホームページ等でご確認ください。

- ◎申告会場の日程(平日のみ開設)
- ◇各地区市民センター(公民館)
- 2月1日(金)～3月1日(金)
- 午前9時から午後2時まで
- ◇市役所本庁舎4階大会議室
- 3月12日(火)～3月14日(木)
- 午前9時から午後4時まで

※各会場とも、混雑している場合は、大正期からこの税の地方委譲の主張があったのを反映して、全額を府県に還付する府県還付税となりました。また、戦後の1947年には完全に府県に委譲し、付加税も廃止され、翌年に事業税と改称し、1954年の改正で現行の「事業税」となっています。

## 話のネタに！おもしろい税

2名以上の業者に適用されました。その後、「営業税反対運動」が発生し、1926年に営業収益税法となるとともに、道府県、市町村はこれに付加税を課すことになりました。1940年に再度改正され、営業収益税と府県営業税を統合して営業税に戻りましたが、

世界においては、ドイツに休日営業をするために課される営業税があり、日曜日は、全国民が休むための「閉店法」まで制定されています。現在「働き方改革」など云われている日本では如何なものでしょうか？



## ●ぜいきんクイズ●

2019年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられ、食料品や新聞には8%の軽減税率が適用されます。  
食料品のうち、おもちゃや付きお菓子のような食料品と食料品以外のものが一体となっている資産(一体資産)のうち、軽減税率の対象となる一体資産の税抜価額と食料品に係る部分の価格に占める割合の正しい組み合わせを次の①～③より選んでください。

受付を早めに締め切ることがありますので、ご了承ください。

問合せ先 厚木市役所市民税課  
電話(2225) 2010(直通)

### 【市税の納付方法について】

安心・便利で納め忘れない口座振替のほかにコンビニ納付・ペイジー納付ができます。また、「ヤフー・公金支払い」のサイトを利用したクレジットカード納付もできます。

問合せ先 厚木市役所収納課  
電話(2225) 2020(直通)

### ◆愛川町役場からのお知らせ◆

確定申告相談会の詳しい日程、会場などは1月15日発行の「お茶の間通信」をご覧ください。

問合せ先 愛川町役場 税務課 町民税班  
電話(285) 6915(直通)

### 【町税の口座振替の利用について】

町では、納付が便利な口座振替制度の利用をお勧めしています。手続きは、町指定の金融機関およびゆうちょ銀行・郵便局で簡単にできます。

問合せ先 愛川町役場 税務課 収納班  
電話(285) 6917(直通)

### ◆清川村役場からのお知らせ◆

2月18日から3月15日まで(土曜・日曜を除く)の間は、簡易な確定申告(給与・年金所得など簡易な申告のみ)の受付・相談も併せて行います。

問合せ先 清川村役場 税務住民課 課税係  
電話(288) 3849(直通)

- ①税抜価額1万円以下  
食料品の価額の占める割合1/3以上
- ②税抜価額1万円以下  
食料品の価額の占める割合2/3以上
- ③税抜価額2万円以下  
食料品の価額の占める割合2/3以上

【応募方法】  
ハガキに答えの番号、氏名、住所を明記のうえ、郵送で2月15日までに左記の応募先(厚木法人会)へお送りください。正解者の中から抽選で50名の方に粗品を進呈いたします。

### 【村税の口座振替の利用について】

村税などの納付は、便利な口座振替をご利用ください。お申込みは、村指定の金融機関および役場で簡単にできます。

問合せ先 清川村役場 税務住民課 収納係  
電話(288) 3849(直通)

発行に寄せて

公益社団法人 厚木法人会  
会長 小嶋 完治

本紙「税タイムス」は、地域住民のみならずに向けて、税知識の普及や納税の意義を周知するなど、税の啓発活動を推進するために毎年発行しています。法人会は、企業発展を支援し、地域の振興に寄与するとともに、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体です。70年を超える歴史を有し、全国で約80万社が加入しています。税制改正に関する提言活動をはじめ、税務・経営等の研修会や講演会、また小学生を対象とした租税教育や税の啓発活動など、税を中心とした様々な事業を行っております。今後も、地域社会への貢献活動を展開して参りたいと思っております。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。なお、本紙の配付につきましては、各自治会組織のみならず、ご協力いただいておりますことに感謝申し上げます。



### 【応募先】

〒243-0017  
厚木市栄町一丁目16番15号  
公益社団法人 厚木法人会  
電話(221) 1055  
FAX(222) 3808  
E-mail info@a-net.or.jp

国税の申告と納税は  
e-Tax(イータックス)  
地方税の申告と納税は  
eLTAX(エルタックス)  
申告と納税はインターネットで